

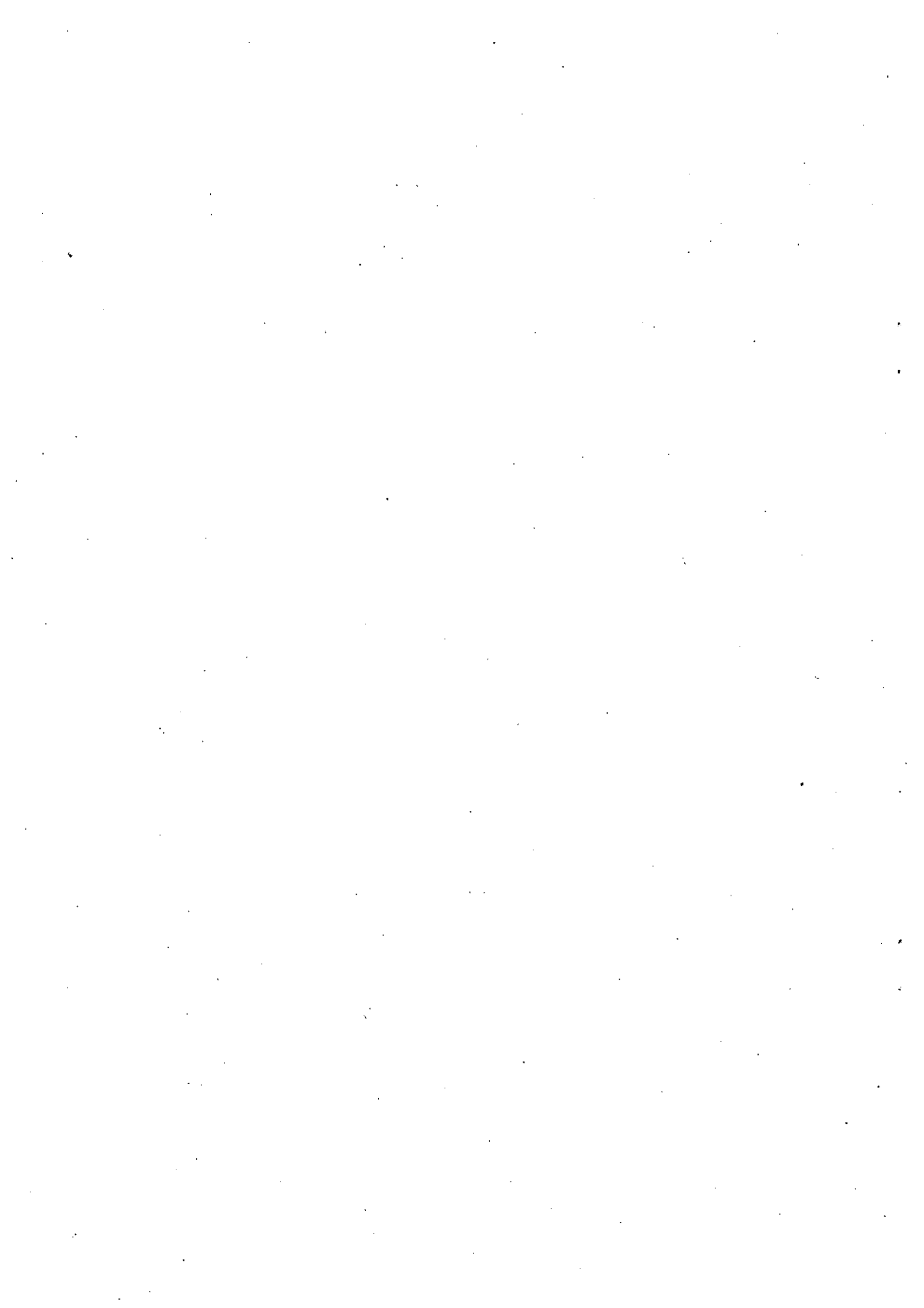
総務教育常任委員会資料

(令和元年9月13日)

[件 名]

- ・ 財政健全化法に関する「健全化判断比率」等の算定状況について
【財政課】・・・1
- ・ 「西日本宝くじ抽選会」の開催及び「宝くじの日」のPRについて
【財政課】・・・3
- ・ 地方自治法改正に伴う「業務適正化（内部統制）」に係る「実地検査」
の実施について 【人事企画課、行政監察・法人指導課】・・・4
- ・ ふるさと納税代行受付による災害時相互応援制度の運用開始について
【資産活用推進課】・・・5
- ・ 第1回鳥取県・米子市体育施設あり方検討協議会の開催結果について
【資産活用推進課】・・・7

総 務 部



財政健全化法に関する「健全化判断比率」等の算定状況について

令和元年9月13日

財 政 課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を算定しました。

1 健全化判断比率等（暫定値）の算定状況

<健全化判断比率：一般会計等に係る基準>

区 分	本県の状況		早期健全化基準	財政再生基準	内 容
	H29 決算	H30 決算			
実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	3.75%	5%	一般会計等の実質赤字の比率（対標準財政規模）
連結実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	8.75%	15%	公営企業会計も含めた実質赤字の比率（対標準財政規模）
実質公債費比率	12.6%	12.7%	25%	35%	一般会計等が負担する元利償還金等の比率（対標準財政規模）
将来負担比率	119.3%	126.8%	400%	—	一般会計等が将来負担する実質的負債の比率（対標準財政規模）

<資金不足比率：公営企業に係る基準>

区 分	本県の状況		経営健全化基準	内 容
	H29 決算	H30 決算		
資金不足比率	資金不足の公営企業なし	資金不足の公営企業なし	20%	公営企業ごとの資金不足の比率（対事業の規模：営業収益）

2 健全化判断比率等の公表に向けたスケジュール

8/23（金） 知事が監査委員に対し審査依頼

9/13（金） 常任委員会で暫定値報告

9月末 全国暫定値公表（総務省）

9月下旬（予定） 監査委員が知事に対し意見書提出

10月上旬（予定） 決算審査特別委員会で監査委員の意見を付して確定値を議会に報告

11月末 全国確定値公表（総務省）

(参考) 健全化判断比率等 算定方法

(単位:%)

○実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \boxed{-}$$

○連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \boxed{-}$$

○実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)-} \\ \text{(元利償還金等に充てられた特定財源+算入公債費等)} \end{array}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}} \text{の3年平均} = \boxed{12.7}$$

○将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}} = \boxed{126.8}$$

○資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模 (各会計の営業収益の額)}} = \boxed{-}$$

用語解説

項目	説明
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で収入される経常的な一般財源の規模を示すもので、標準税収入等+普通交付税+臨時財政対策債の合計額
準元利償還金	一般会計等からそれ以外の特別会計への支出のうち公営企業の地方債の償還に充てたと認められるもの等
元利償還金等に充てられた特定財源	地方債の償還財源に充当される特定財源
算入公債費等	地方公共団体に交付される普通交付税の算定基礎となる額のうち、地方債の償還金に係るもの
充当可能財源等	地方債の償還額等に充てることができる基金や特定の歳入
資金の不足額	公営企業に係る特別会計の決算において、流動負債相当額が流動資産相当額を上回った場合、資金不足が発生する

「西日本宝くじ抽せん会」の開催及び「宝くじの日」のPRについて

令和元年9月13日
財 政 課

9月26日(木)に、鳥取県内で4年ぶりに「西日本宝くじ抽せん会」が開催されます。
また、これに先立って、「宝くじの日」である9月2日(月)に宝くじのPRを行いましたので、報告します。

1. 第2312回西日本宝くじ(お月見くじ)抽せん会について

- (1) 日 時 令和元年9月26日(木) 14時30分開場
- (2) 場 所 とりぎん文化会館「梨花ホール」
(鳥取市尚徳町101-5)
- (3) 出演者 天童よしみさん(演歌歌手)
辻よしなりさん(司会、アナウンサー)
宝くじ幸運の女神 川原梨穂(かわはらりほ)さん
平井知事
- (4) 内 容 第2312回西日本宝くじ(お月見くじ)の抽せん、
天童よしみさんのコンサート



(5) その他

- ・抽せん会の模様は、当日16時からBS-TBSで生中継されます。
- ・観覧は無料であり、自由にご観覧いただけます。事前の申し込み等は不要です。
(先着順のため、定員に達した場合、入場いただけない場合があります。)

(6) 主 催 西日本宝くじ事務協議会(鳥取県は発売庁代表)

(7) 第2312回西日本宝くじ(お月見くじ)について

[種 類] 200円くじ [当選金額] 1等4,000万円(前後賞合わせて5,000万円) 1本
[発売期間] 9月11日(水)～9月23日(月) [発売エリア] 中国・四国・九州地方

2. 「宝くじの日」にちなんだ宝くじのPRについて

- (1) 日時 令和元年9月2日(月) 12時から13時まで
- (2) 場所 県庁本庁舎1階ロビー
- (3) 内容

○「トリピー」による宝くじのネット購入デモンストレーション

- ・ロビーに設置したパソコンで、「トリピー」が宝くじのネット購入を体験するデモンストレーションを行った。
- ・来庁者等向けにも宝くじのネット購入のPRを行った。

○「もしも1億円当たったら? キャッチ・ザ・鳥夢(ドリーム) 星取県コンテスト」

- ・来庁者等に「もしも宝くじで1億円当たったら何がしたいか」の夢を、星形の付箋に書いていただき掲示した。
- ・1億円の札束の重さ(10kg)を体験できるコーナーも設置した。

○第2312回西日本宝くじ抽せん会のPR(チラシ配布、ポスター掲示等)

○鳥取県の「宝」にちなんだスポットの紹介

- ・宝くじ売り場がある「金持テラスひの」(金持神社の手ぬぐいも展示)、宝木駅のパネル展示

○宝くじの収益金を財源として建設された施設の紹介(鳥取砂丘こどもの国、県立高校の改修等)

○「宝くじの日 お楽しみ抽選」のPR

- ・過去1年間のハズレ券を対象にもう一度抽選を行うハズレ券の”敗者復活戦”として、タオルゼットやフライパン等が当たる「お楽しみ抽選」(9月2日(月)開催)をPRした。



<参考>宝くじ収益金の使途等

- ・鳥取県で発売された宝くじの収益金の約4割は、県の収入となっている。
- ・昨年度は約13億円の収入があり、道路の維持修繕、学校の耐震化、子育て支援等の事業に充当した。

地方自治法改正に伴う「業務適正化（内部統制）」に係る「実地検査」の実施について

令和元年9月13日
人事企画課
行政監察・法人指導課

令和2年4月1日から地方自治法改正に伴う「業務適正化（内部統制）」に関する制度が義務化されることを受けて、本県では、4月22日に「業務適正化推進本部」を立ち上げ、県庁業務の不適切事務の未然防止に向けた取組を実施しているところです。

このたび、県庁全課における取組の徹底はもとより、職場の意識改革を目的に「実地検査」を実施します。

1 実地検査を行う事務

- ①財務 ②公文書管理 ③情報セキュリティ ④個人情報保護

この4分野の業務において、不適切事案が起こる可能性が高く、リスクの未然防止を徹底するため、知事部局全所属の実地検査を9月中旬から実施

2 実地検査のポイント

- 全所属を直近の監査指摘や不適切事案の発生又は発生可能性の高い順に、A～Cにグループ化し、不適切事案の発生の可能性の高いAグループから優先的に実施する。
- 対象事務の制度を所管する会計指導課、政策法務課、情報政策課及び県民参画協働課と実地検査の手法を点検する行政監察・法人指導課でチーム編成を行い、合同で実施する。
- 実地検査で確認した不適切事案とその改善策は全庁で共有し、各所属で業務の是正を図る。

各所属の区分（3階層にグループ化）		実施内容
グループA	直近の監査指摘や不適切事案の発生があった所属	＜実地検査＞ ・実地検査前の自己チェック ・業務の点検 ・不適切事案への改善策の検討
グループB	不適切事案の発生可能性が高い所属 (例) 契約・支払が多い 個人情報を頻繁に扱う	
グループC	直近の監査や不適切事案の発生がなく、かつ発生可能性が低い所属 (グループA・B以外の所属)	＜簡素化した実地検査＞ ・リスク発生の可能性が低くても、「業務適正化」の重要性について周知 〔グループA・Bの実地検査で発見した不適切事案とその改善策を周知〕

3 今後の予定

- (1) 年内を目処に実地検査を完了し、検査自体の有効性等について検証する。
- (2) 監査委員において、「業務適正化」の成果を踏まえ、新たな監査のあり方について検討される予定。
- (3) 上記(1)(2)の結果等を踏まえ、年度内に策定が義務付けされている「鳥取県の業務適正化に関する方針」を策定する。

ふるさと納税代行受付による災害時相互応援制度の運用開始について

令和元年9月13日
資産活用推進課

災害発生時、ふるさと納税を利用した被災県への寄附促進と寄附証明書発行等の業務の負担軽減を図るため、次のとおりふるさと納税代行受付による災害時相互応援制度を9月1日から運用開始しましたので報告します。

1 ふるさと知事ネットワーク構成県のうち有志7県

平井知事の提案（平成30年1月開催の「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」会合での発言）を受けて、同ネットワーク構成県において実施に向け調整を進めてきたところ、現時点で代行受付に係る人員体制等が整った有志7県により運用を開始するもの。

※令和元年6月山形県沖地震の被災県である山形県の代行受付はこの枠組みの中で本格運用に先駆けて鳥取県が試行的に実施したもの。

<参加する県>

山形県、福井県、長野県、滋賀県、鳥取県、島根県、鹿児島県

※なお、今後、参加可能となった都道府県においては、随時追加していく。

2 中四国サミット構成団体

平成30年10月29日に開催された第28回中四国サミットにおいて、平成30年7月豪雨からの復興に中四国地方が一丸となって取り組んでいく決意を示すために採択された「尾道宣言」の具体的取り組みの一つとして調整を進めてきたところ、平井知事による提案（平成30年11月開催の平成30年度第2回中国地方知事会での発言）もあり、中国・四国地方の9県及び経済界の代表2団体により運用を開始するもの。

<参加する県及び団体>

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、

一般社団法人中国経済連合会、四国経済連合会

3 ふるさと納税代行受付による災害時相互応援制度について

(1) 概要

- ・本制度に参加する県が相互に被災県へのふるさと納税を代行して受け付ける。
- ・あらかじめ被災県と応援県のカウンターパート（別表記載）を定めておき、災害発生時に被災県から支援の意向が示されたとき、応援県が代行受付を実施する。ただし、被災県に甚大な被害が推測されるときは、応援県の判断で代行受付を実施することができる。
- ・被災県へのふるさと納税について、応援県への寄附金として受け入れ、後日被災県に送金する。
- ・寄附金受領証明書等の発行、送付は応援県が行う。
- ・被災県の災害支援を目的としたものであり、お礼の品は寄附者へは送らない。

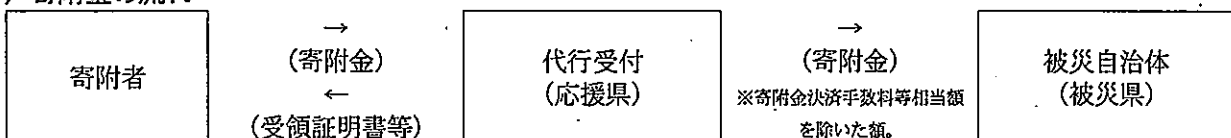
(2) 受付期間

受付窓口開設から1ヶ月間を目安とする。

(3) 受付窓口

各応援県がホームページ等において受付窓口を開設する。

(4) 寄附金の流れ



別表 <カウンターパート>

○有志7県におけるふるさと納税代行受付による災害時相互応援制度

被災県	応援県		
	第1順位	第2順位	第3順位
山形県	鳥取県	滋賀県	福井県
福井県	島根県	山形県	長野県
長野県	山形県	福井県	鹿児島県
滋賀県	長野県	島根県	鳥取県
鳥取県	滋賀県	鹿児島県	山形県
島根県	鹿児島県	長野県	滋賀県
鹿児島県	福井県	鳥取県	島根県

○中四国サミット構成団体におけるふるさと納税代行受付による災害時相互応援制度

【中国ブロック】

被災県	応援県
鳥取県	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 (被災県を除く。)
島根県	
岡山県	
広島県	
山口県	

【四国ブロック】

被災県	応援県
徳島県	徳島県、香川県、愛媛県、高知県 (被災県を除く。)
香川県	
愛媛県	
高知県	

【中国・四国ブロック】

被災県	応援県	
	第1順位	第2順位
鳥取県	徳島県	山口県
島根県	高知県	愛媛県
岡山県	香川県	高知県
広島県	愛媛県	徳島県
山口県	高知県	香川県
徳島県	鳥取県	広島県
香川県	岡山県	鳥取県
愛媛県	広島県	島根県
高知県	島根県 山口県	岡山県

(参考) ふるさと納税代行受付の事例

- ①平成28年熊本地震時の代行受付寄附実績（鳥取県が代行受付を実施）
 - 受付期間：平成28年5月12日から平成29年3月31日まで
 - 寄附金額：4,709万円（寄附件数：1,614件）
（内訳）熊本県：1,867万円（631件）、熊本県益城町：2,842万円（983件）
- ②平成30年7月豪雨に係る岡山県、広島県の代行受付実績（鳥取県が代行受付を実施）
 - 受付期間：平成30年7月11日から平成31年1月31日まで
 - 寄附額：18,097万円（寄附件数：9,041件）
（内訳）岡山県 9,553万円（4,671件）、広島県 8,544万円（4,370件）
- ③令和元年6月山形県沖地震に係る山形県の代行受付実績（鳥取県が代行受付を実施）
 - 受付期間：令和元年6月19日から8月31日まで
 - 寄附額：420万円（寄附件数：210件）※8/15現在

第1回鳥取県・米子市体育施設あり方検討協議会の開催結果について

令和元年9月13日
資産活用推進課

7月12日(金)に開催された県・米子市政策連携懇談会において合意した、米子市民体育館等の体育施設のあり方検討については、県・米子市で協議会を設置し、8月30日(金)に第1回の会議を下記のとおり開催しました。

記

- 1 日時 8月30日(金) 午前10時～11時
- 2 場所 西部総合事務所第15会議室
- 3 議題
 - ・米子市内の主な体育施設の状況について
 - ・米子市民体育館等の老朽化の現状及び大規模改修又は建替えの検討状況について
- 4 出席者
 - 県 総務部長、行財政改革局長、スポーツ振興監
 - 米子市 総務部長、経済部長、文化観光局長
- 5 内容
 - ・米子市が市民体育館、市営武道館の老朽化の現状や機能、大規模改修又は建替の検討状況について説明。
 - ・米子市から市民体育館・米子産業体育館、県営武道館・市営武道館の機能が重複していることから、市民体育館・米子産業体育館・市営武道館の機能統合及び共同整備の検討について提案された。
 - ・また、米子市から新体育館に求められる機能として、防災及び障がい者スポーツ対応機能が提案された。
 - ・県は米子市の提案に同意し、次回会議(10月下旬を予定)までに県・市の事務局を中心に新体育館の規模・機能や所有形態・費用負担の考え方を検討することを申し合わせた。

【参考】県・市体育施設の施設概要

	米子産業体育館	米子市民体育館	県営武道館	市営武道館
所在地	米子市東福原	米子市東山町	米子市両三柳	米子市鞆町
設置年	昭和57年(築36年)	昭和44年(築49年)	平成12年(築18年)	昭和49年(築44年)
耐震性	新耐震	旧耐震	新耐震	旧耐震
施設規模	敷地面積 20,925㎡ 延床面積 8,258㎡	敷地面積 10,103㎡ 延床面積 6,490㎡	敷地面積 20,000㎡ 延床面積 9,095㎡	敷地面積 1,366㎡ 延床面積 1,499㎡
施設機能	大体育館、小体育館、 会議室、フィットネス ルーム	メインアリーナ、会議 室	主道場、小道場、弓 道場、相撲場、会議 室、研修室	柔道場、剣道場、会議 室
運営	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者

